

附置義務自転車駐車場設置に関する技術指針

平成 11 年 6 月 9 日
杉土自発第 47 号

改正 平成 31 年 2 月 7 日杉並第 58502 号

1 目的

この指針は、「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和 59 年杉並区条例第 46 号。以下「条例」という。）」の規定に基づく、附置義務自転車駐車場の一般的技術基準を定め、集客施設における放置自転車対策を効率的に推進することを目的とする。

2 適用の範囲

この指針は、条例第 21 条から第 24 条の 2 までの規定に基づく附置義務自転車駐車場を整備する場合に適用する。なお、その整備に当たっては、この指針によるほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令の規定を遵守すること。

3 設置計画

自転車駐車場の設置計画は、次の各号に定めるところによるものとし、設置者は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認申請を提出する前に、自転車駐車場設置届出書（杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則（昭和 59 年 12 月 26 日規則第 104 号）第 9 号様式）を区長宛てに提出するものとする。

（1）店舗等面積の算定基準

店舗等面積は、条例施行規則第 13 条の規定によるほか、別表のとおりとする。

（2）自転車駐車場の規模

自転車駐車場の規模は、条例に規定されている必要駐車台数以上の規模を確保すること。

（3）設置場所

自転車駐車場の位置は、可能な限り駐車目的施設敷地内の出入口付近や利用者の動線上とし、利用者の利便性に配慮すること。やむを得ず、これによらない場合は、必ず誘導案内等の措置を講じること。

（4）法令上の空地・通路との兼用の禁止

法令に定められている避難通路や窓先空地等を、自転車駐車場としてはならない。

（5）収容方法

自転車駐車場内の収容方法、駐輪機の採用、配列方式の選択は、駐車台数、敷地の

形状・面積、利用者の安全と利便性、維持管理等を考慮の上選択すること。

4 施設構造

自転車駐車場施設の構造基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 駐車スペースは、区画線等適切な方法で通路と区分するものとし、必要に応じ、駐輪機（ラック等）を設置すること。
- (2) 自転車1台当たりの駐車スペースは1㎡以上とし、幅0.6m、長さ1.9mを標準とする。
- (3) 通路の幅は、1.5mを標準とする。
- (4) 自転車の収容を駐輪機等特殊な装置による場合は、(2)及び(3)の規定は適用せず、採用する駐輪装置の仕様によるものとする。
- (5) 駐車スペース及び通路は、原則として簡易な構造の舗装を設けるものとする。
- (6) 駐車場内には、必要に応じて照明設備を設置すること。
- (7) 一般の自転車や歩行者が進入しないようにするため、管理上必要のある場合には、駐車場の外周に柵等を設けること。
- (8) 勾配が2%を超える傾斜床には、原則として駐車スペースを設けないこと。
- (9) 駐車場には、必ず標示板を設けるものとし、標示板には駐車場名、設置管理者、使用上の注意等を明記すること。
- (10) 駐車場が当該建物入口から離れている場合は、建物入口付近の分かりやすい場所に、駐車場位置を示す案内板を設けること。
- (11) 駐車場出入口及び場内の10cmを超える段差には、斜路又は斜路付階段を設置すること。また、その勾配はそれぞれ、12%、25%を超えないこと。

附 則

この指針は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成31年2月7日杉並第58502号）

この指針は、平成30年4月1日から適用する。

別 表 (店舗等面積算入基準)

施設の利用	算入する床面積 (対象面積)	算入しない床面積
全施設共通	顧客が来集の目的とする場所	顧客が来集の目的としない場所 (飲食店の厨房は除く。) 階段、エスカレーター、エレベーター、 上空通路、地下通路、休憩室、電話室、 トイレ、屋上、喫煙室、駐車場 などで <u>間仕切り等で区分されているもの</u>
百貨店 スーパーマーケット その他の小売店 飲食店	売場 (飲食店の客席、厨房及び 待合室を含む。)、売場間の通路、 ショーウィンドー、ショールーム サービス部門、承り所、物品の加 工修理場 など	従業員用の施設 (更衣室、食堂など) 事 務室、倉庫、鮮魚加工所 など
銀行	銀行室 (待合ロビー及びカウンタ ー内)、待合室、応接室、CD コ ーナー、貸し金庫、ショーウィ ンドー など	行員用の施設 (更衣室、食堂など)、事 務室、支店長室、金庫室 など
遊技場	遊技室、景品交換所、受付 など	従業員用の施設 (更衣室、食堂など)、 事務室、倉庫 など
スポーツ施設	競技場、運動場、練習場、マッサ ージ室、更衣室、浴室、シャワー 室、待合室、観覧席 など	従業員用の施設 (更衣室、食堂など)、 事務室、倉庫 など
学習施設	教室、講堂、実習室、図書室、資 料室 など	従業員用の施設 (更衣室、食堂など)、 事務室、倉庫 など